| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （自立訓練（生活訓練）） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | (1)　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練（生活訓練)を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練(生活訓練)を提供しているか。 | 第10条第1項 | ・自立訓練（生活訓練）計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | (2)　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練(生活訓練)の提供に努めているか。 | 第10条第2項 | 　 |
| 適・否 | (3)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | (4)　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 |  |
| 適・否 | (5)　障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、受給者証に定める期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | 第138条 |  |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** | 　 |
| 適・否 | 1 生活支援員及び看護職員 | (1)　指定自立訓練（生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上となっているか。①　②に掲げる利用者以外の利用者②　指定宿泊型自立訓練の利用者また、生活支援員のうち、1人以上は、常勤となっているか。 | 第139条第1項第1号及び第6項 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | (2)　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、生活支援員及び看護職員の総数が(1)の①及び②に規定する数以上になっているか。また、生活支援員及び看護職員の数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上となっているか。そして、生活支援員のうち、1人以上は、常勤となっているか。 | 第139条第2項及び第6項 |
| 適・否 | 2 地域移行支援員 | 指定宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上となっているか。 | 第139条第1項第2号 |
| 適・否 | 3 サービス管理責任者 | ①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、サービス管理責任者のうち1人以上は常勤となっているか。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。 | 第139条第1項第3号及び第7項 |
| 適・否 | 4 訪問による指定自立訓練(生活訓練) | 事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問して行う指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、1から3に規定する員数の従業員に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 第139条第3項 |
| 適・否 | 5 利用者数の算定 | 1から3の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定されているか。 | 第139条第4項 |
| 適・否 | 6 職務の専従 | 1から3に規定する従業者は､専ら当該指定自立訓練（生活訓練)事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第139条第5項 |
| 適・否 | 7 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第140条(第55条準用) |
| 適・否 | 8 従たる事業所を設置する場合の特例 | 事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第140条(第79条準用) |  |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 設備 | ①　訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。　　相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。②　宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所においては、①に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けているか。　　ただし、宿泊型自立訓練の実を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所においては、①に規定する訓練・作業室を設けないことができる。②　①及び②の設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。　　ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 | 第141条第1項、第3項、第4項及び第5項 | ・事業所の平面図・設備・備品台帳 |
| 適・否 | 2 訓練・作業室 | ①　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | 第141条第2項第1号 |
| 適・否 | 3 相談室 | 　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか | 第141条第2項第2号 |
| 適・否 | 4 洗面所及び便所 | 　利用者の特性に応じたものであるか。 | 第141条第2項第3号 |
| 適・否 | 5 居室(宿泊型自立訓練のみ) | ①　1の居室の定員は、1人となっているか。②　1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。 | 第141条第3項第1号 |
| 適・否 | 6 浴室(宿泊型自立訓練のみ) | 　利用者の特性に応じたものであるか。 | 第141条第3項第2号 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | (1)　支給決定障害者等が指定自立訓練（生活訓練）の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第144条(第16条第1項準用) | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | (2)　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定自立訓練（生活訓練）の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第144条(第16条第2項準用) |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | (1)　指定自立訓練（生活訓練）を提供するときは、当該指定自立訓練（生活訓練）の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第144条(第17条第1項準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | (2)　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか | 第144条(第17条第2項準用) |
| 適・否 | (3)　指定自立訓練（生活訓練）の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第144条(第17条第3項準用) | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | (4)　受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | 第144条(第17条第4項準用) | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定自立訓練（生活訓練）の提供を拒んでいないか。 | 第144条(第18条準用) | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 　指定自立訓練（生活訓練）の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第144条(第19条準用) | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練（生活訓練）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第144条(第20条準用) | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 指定自立訓練（生活訓練）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第144条(第21条準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | (1)　自立訓練（生活訓練）に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第144条(第22条第1項準用) | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | (2)　自立訓練（生活訓練）に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第144条(第22条第2項準用) | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 　指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第144条(第23条準用) | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等　 | (1)　指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第144条(第24条第1項準用) | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | (2)　指定自立訓練（生活訓練）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第144条(第24条第2項準用) |
| 適・否 | 10 身分を証する書類の携行 | 　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 第144条(第25条準用) | ・身分証明書、名札等・就業規則 |
| 適・否 | 11 サービスの提供の記録 | (1)　指定自立訓練(生活訓練)（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供したときは、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しているか。 | 第142条第1項 | ・サービス提供実績記録票・指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 第142条第2項 |
| 適・否 | (3)　(1)及び(2) の規定による記録を行うときは、指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第142条第3項 |
| 適・否 | 12 利用者等に求めることのできる金銭の支払いの範囲等 | (1)　指定自立訓練（生活訓練）を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第144条(第27条第1項準用) | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | (2)　(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(4)については、この限りでない。 | 第144条(第27条第2項準用) | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額等の受領 | (1)　指定自立訓練(生活訓練)を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第143条第1項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第143条第2項 |
| 適・否 | (3)　(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　食事の提供に要する費用②　日用品費③　①及び②のほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 第143条第3項 | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | (4)　指定宿泊型自立訓練を行う場合には、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　食事の提供に要する費用②　光熱水費③　居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用④　日用品費⑤　①から④のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 第143条第4項 |
| 適・否 | (5)　(3)の①及び(4)の①から③に掲げる費用については、厚生労働大臣の定めるところによっているか。※　「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」(平成18年9月28日厚生労働省告示第545号) | 第143条第5項 | ・請求書・領収証控え・運営規程 |
| 適・否 | (6)　(1)から(4)までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 第143条第6項 | ・領収証控え |
| 適・否 | (7)　(3)及び(4)の規定によりその費用の支払を受けることができる指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定自立訓練（生活訓練）の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 第143条第7項 | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 14 利用者負担額に係る管理 | (1)　支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者総合支援法施行令第17条第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（利用者負担上限月額が9,300円の者）に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第143条の2の第1項 | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | (2)　支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者総合支援法施行令第17条第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（利用者負担上限月額が9,300円の者）を除く。）が同一の月に指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。　この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第143条の2の第2項 |
| 適・否 | 15 訓練等給付費の額に係る通知等 | (1)　法定代理受領により指定自立訓練（生活訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第144条(第30条第1項準用) | ・支給決定障害者に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | (2)　法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練（生活訓練）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第144条(第30条第2項準用) | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 取扱方針 | (1)　自立訓練（生活訓練）計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、指定自立訓練(生活訓練)の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第144条(第60条第1項準用) | ・自立訓練(生活訓練)計画・指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録 |
| 適・否 | (2)　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第144条(第60条第2項準用) | ・自立訓練(生活訓練)計画・指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録 |
| 適・否 | (3)　従業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第144条(第60条第3項準用) | ・説明書類 |
| 適・否 | (4)　提供する指定自立訓練(生活訓練)の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第144条(第60条第4項準用) | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 17 計画の作成 | (1)　管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練(生活訓練)に係る自立訓練（生活訓練）計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第144条(第61条第1項準用) | ・自立訓練（生活訓練）計画 |
| 適・否 | (2)　サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第144条(第61条第2項準用) | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (3) サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第144条(第61条第3項準用) | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | (4)　サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第144条(第61条第4項準用) | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | (5)　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練（生活訓練）の目標及びその達成時期、指定自立訓練（生活訓練）を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（生活訓練）計画の原案を作成しているか。　この場合において、事業所が提供する指定自立訓練（生活訓練）以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて自立訓練（生活訓練）計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第144条(第61条第5項準用) | ・自立訓練（生活訓練）計画の原案 |
| 適・否 | (6)　サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、(5)に規定する自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第144条(第61条第6項準用) | ・会議録等 |
| 適・否 | (7)　サービス管理責任者は、(5)に規定する自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 第144条(第61条第7項準用) | ・説明文書・同意文書 |
| 適・否 | (8)　サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画を作成したときは、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該自立訓練（生活訓練）計画を記載した書面を交付しているか。 | 第144条(第61条第8項準用) | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | (9)　サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第144条(第61条第9項準用) | ・モニタリングの記録・自立訓練（生活訓練）計画 |
| 適・否 | (10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第144条(第61条第10項準用) | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | (11) 自立訓練（生活訓練）計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。 | 第144条(第61条第11項準用) |  |
| 適・否 | 18 サービス管理責任者の責務 | (1) サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 第144条(第62条第1項準用) | ・組織図・業務分担表・職員会議録・利用者に関する記録・指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | (2)　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第144条(第62条第2項準用) | ・利用者に関する記録・指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する記録 |
| 適・否 | 19 相談及び援助 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第144条(第63条準用) | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 20 訓練 | (1)　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | 第144条(第135条第1項準用) | ・指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | (2)　利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | 第144条(第135条第2項準用) |
| 適・否 | (3)　常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | 第144条(第135条第3項準用) |
| 適・否 | (4)　利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が運営する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 第144条(第135条第4項準用) |
| 適・否 | 21 地域生活への移行のための支援 | (1)　利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービスの事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。 | 第144条(第136条第1項準用) | ・連携、調整に関する記録 |
| 適・否 | (2)　利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。 | 第144条(第136条第2項準用) | ・連絡、相談に関する記録 |
| 適・否 | 22 職場への定着のための支援の実施 | (1)　障害者の職場への定着を促進するため、指定自立訓練（生活訓練）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | 第144条（第85条の2第1項準用） | ・雇用された利用者に関する支援の記録 |
| 適・否 | (2)　指定自立訓練（生活訓練）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以降速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | 第144条（第85条の2第2項準用） | ・指定就労定着支援事業者との連絡調整の記録 |
| 適・否 | 23 食事 | (1)　あらかじめ、食事の提供の有無並びにこれを行う場合における食事の内容及び費用に関し、利用者に説明を行い、その同意を得ているか。 | 第144条(第86条第1項準用) | ・説明書類・同意に関する記録 |
| 適・否 | (2)　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 | 第144条(第86条第2項準用) | ・食事の提供に関する書類・献立表 |
| 適・否 | (3)　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 第144条(第86条第3項準用) |
| 適・否 | (4)　食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練（生活訓練）事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | 第144条(第86条第4項準用) | ・保健所の指導に関する書類 |
| 適・否 | 24 緊急時等の対応 | 現に指定自立訓練（生活訓練）の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連その他の必要な措置を講じているか。 | 第144条(第35条準用) | ・緊急時対応マニュアル |
| 適・否 | 25 健康管理 | 　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 第144条(第87条準用) | ・看護日誌・指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録 |
| 適・否 | 26 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 指定自立訓練（生活訓練）を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。①　正当な理由なしに指定自立訓練（生活訓練）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 第144条(第67条準用) | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 27 管理者の責務 | (1)　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第144条(第37条第1項準用) | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | (2)　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第144条(第37条第2項準用) |
| 適・否 | 28 運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　利用定員⑤　指定自立訓練（生活訓練）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑥　通常の事業の実施地域⑦　サービスの利用に当たっての留意事項⑧　緊急時等における対応方法⑨　非常災害対策⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑪　虐待の防止のための措置に関する事項　　・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する責任者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施　等⑫　その他運営に関する重要事項 | 第144条(第88条準用) | ・運営規程 |
| 適・否 | 29 勤務体制の確保等 | (1)　利用者に対し、適切な指定自立訓練（生活訓練）を提供できるよう、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | 第144条(第69条第1項準用) | ・勤務表 |
| 適・否 | (2)　指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定自立訓練（生活訓練）を提供しているか。　ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第144条(第69条第2項準用) | ・勤務表・出勤状況に関する書類・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | (3)　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第144条(第69条第3項準用) | ・研修計画・研修会資料等・研修報告書等・研修受講終了証明書 |
| 適・否 | (4)　適切な指定自立訓練（生活訓練）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第144条(第69条第4項準用) | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録 |
| 適・否 | 30 業務継続計画の策定等 | (1)　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第144条（第40条の2第1項準用） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | (2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第144条（第40条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第144条（第40条の2第3項準用） |
| 適・否 | 31 定員の遵守 | 　利用定員を超えて指定自立訓練（生活訓練）の提供を行っていないか。　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第144条(第70条準用) | ・利用者数に関する記録・業務日誌・指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録 |
| 適・否 | 32 非常災害対策 | (1)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第144条(第71条第1項準用) | ・消防用設備等設置届出書・消防計画(消防計画に準ずる計画)・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | (2)　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第144条(第71条第2項準用) | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | (3)　(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第144条(第71条第3項準用) |
| 適・否 | 33 衛生管理等 | (1)　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第144条（第89条第1項準用） | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | (2)　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  | 第144条（第89条第2項準用） |
| 適・否 | (3)　指定自立訓練（生活訓練）事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 　①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。　 ②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。　 ③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第144条（第89条第3項準用） | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症の予防及びまん延防止の指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 34 協力医療機関 | 　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 | 第144条(第90条準用) | ・協力医療機関との契約書 |
| 適・否 | 35 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第144条(第42条第1項及び第2項準用) | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 36 秘密保持等 | (1)　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第144条(第43条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | (2)　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第144条(第43条第2項準用) |
| 適・否 | (3)　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第144条(第43条第3項準用) | ・情報提供に係る同意書 |
| 適・否 | 37 情報の提供等 | (1)　指定自立訓練（生活訓練）を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第144条(第44条第1項準用) | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する決まり・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | (2)　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第144条(第44条第2項準用) |
| 適・否 | 38 利益供与等の禁止 | (1)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第144条(第45条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | (2)　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第144条(第45条第2項準用) |
| 適・否 | 39 苦情解決 | (1)　その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第144条(第46条第1項準用) | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | (2)　(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第144条(第46条第2項準用) | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | (3)　その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第144条(第46条第3項準用) | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | (4)　その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定自立訓練（生活訓練）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第144条(第46条第4項準用) |
| 適・否 | (5)　その提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法第48条第１項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第144条(第46条第5項準用) |
| 適・否 | (6)　本市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第144条(第46条第6項準用) | ・本市に対する改善報告等の控え |
| 適・否 | (7)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第144条(第46条第7項準用) | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 40 事故発生時の対応 | (1)　利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第144条(第47条第1項準用) | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | (2)　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第144条(第47条第2項準用) |
| 適・否 | (3)　利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第144条(第47条第3項準用) | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 41 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。 | 第144条（第47条の2準用） | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 42 身体拘束等の禁止 | (1)　指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。 | 第144条（第42条の2第1項準用） | ・自立訓練（生活訓練）計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束適正化の指針・研修実施報告 |
| 適・否 | (2)　(1)のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第144条（第42条の2第2項準用） |
| 適・否 | (3)　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第144条（第42条の2第3項準用） |
| 適・否 | 43 地域との連携等 | 　その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。 | 第144条（第74条準用） | ・事業計画等・地域との活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | 44 会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練（生活訓練）の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | 第144条(第48条準用) | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 45 記録の整備 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第144条(第75条第1項準用) | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | (2)　利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する諸記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　自立訓練（生活訓練）計画②　指定自立訓練（生活訓練）の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録 | 第144条(第75条第2項準用) | ・自立訓練（生活訓練）計画・指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2(1)及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　多機能型に関する特例（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 利用定員に関する特例 | 　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（指定宿泊型自立訓練に係るものを除く）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数としているか。①　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く）　6人以上。②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　6人以上。（ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）の利用定員が6人以上とする。）③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上。 | 第335条第1項 | 　 |
| 適・否 | 2 事業者の員数等に関する特例 | (1)　多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、当該多機能型事業所に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 | 第181条第1項 | 　 |
| 適・否 | (2)　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を除く）は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 第181条第2項 | 　 |
| 適・否 | 3 設備の特例 | 　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | 第182条 | 　 |
| **第6　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** | 　 |
| 適・否 |  | (1)　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに札幌市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等の控え |
| 適・否 | (2)　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |